

UK REACH 移行登録期限の延長に関する提案

英国環境・食料・農村省（DEFRA : Department for Environment, Food & Rural Affairs）は、UK REACH の移行登録（Transitional Registration）に関する書類の提出期限延長を提案し、パブリックコメント（意見募集）を行っています。

➤ **パブリックコメントの締切：2025 年 9 月 8 日**

移行登録期限の延長に関する提案がなされた背景には、ATR m（Alternative Transitional Registration model, 代替移行登録モデル）の遅れがあります。現在提案されている ATRm に関するパブリックコメントが昨年実施されましたが、その後も ATRm の細部の検討が継続されています。

そのため、現行の初回提出期限（2026 年 10 月）までに、十分な移行期間を設けたうえで法改正を行うことは困難と判断され、今回の提出期限延長案が提案されました。

＜提案された新たな提出期限＞

	第 1 期 ・1,000 トン/年以上 ・CMR 等	第 2 期 ・100 トン/年以上 ・SVHC	第 3 期 ・1 トン/年以上	備考
Option 1	2029 年 10 月	2030 年 10 月	2031 年 10 月	政府推奨案
Option 2	2029 年 4 月	2031 年 4 月	2033 年 4 月	提出間隔が広く、完了までの期間が長期化
Option 3	2029 年 4 月	2030 年 4 月	2031 年 4 月	提出間隔が狭く、迅速な完了が可能
現行の期限	2026 年 10 月	2028 年 10 月	2030 年 10 月	

この提案に対するパブリックコメントは、DEFRA の公式サイトにて提出可能です。皆様には、今後の規制対応に向けて早めの情報収集をお勧めいたします。

参考：

DEFRA | Consultation on Extending the UK REACH Transitional Registration Submission Deadlines

https://consult.defra.gov.uk/reach-policy/extending-the-uk-reach-submission-deadlines/?_hsmi=113368474

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>